

翟疆をめぐる断章（中）

——『吐魯番出土文書』 劄記⁽¹²⁾——

關 尾 史 郎

4. 翟疆文書群の分類

前章においては、翟疆文書群とその性格について検討してきたが、本章ではこれをふまえ、この文書群を主として内容面から分類しておきたい。行論の都合上、「翟疆文書群」とした文書のリストを掲げておく。⁽¹⁾

- A 「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲征行逋亡事」（66TAM62:6/3（b）〈写・録〉【唐（主編）1992:48】。ただし左下小断片を除外）
- B 「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲受隸事」（66TAM62:6/5〈写・録〉【同上：49】）
- C 「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆殘啓」（66TAM62:6/3（a）〈写・録〉【同上：49】。ただし右下小断片を除外）
- D 「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲負麥被拙牛事」（66TAM62:6/2〈写・録〉【同上：50】）
- E 「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲共治葡萄園事一」（66TAM62:6/4、6/8〈写・録〉【同上：51,54】、【王1998:150】）
- F 「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲共治葡萄園事二」（66TAM62:6/1〈写・録〉【唐（主編）1992:52】）
- G 「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆殘辭」（66TAM62:6/7,6/10〈写・録〉【同上：53】）

(1) アスターナ62号墓出土文書については、平成12～14年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(1)）によるプロジェクト「トゥルファン出土文書および関連伴出資料の調査」（代表：荒川正晴大阪大学教授）の研究分担者として、2001年8月、ウルムチの新疆維吾爾自治区博物館で実見する機会があった。その折に得られた知見はすでに公表されており【荒川(編)2003】、本稿はこれに依拠している。また本稿は、平成16年度新潟大学プロジェクト推進経費（助成研究）による「大域的文化的システムの再構成に関する資料学的研究」（代表：關尾）の成果の一部でもある。

H「北涼年次未詳（五世紀前期）韓暖等名籍」（66TAM62:6/6（a）〈写・録〉【同上：53】）

I「北涼年次未詳（五世紀前期）鬪媚興等名籍」（66TAM62:6/9〈写・録〉【同上：53】）

J「北涼年次未詳（五世紀前期）某人殘辭」（66TAM62:6/6（b）〈写・録〉【同上：54】、【王1998:150】）

文書群は以上の10点からなるが、⁽²⁾文書の表題からも明らかのように、このうちE、Fの2点は、葡萄園の経営に関わる内容をもっている。そしてそれがゆえに、「五胡」時代のトゥルファンにおける土地経営や契約関係に関わって注目されてきた文書でもある。また断片ではあるが、この2点に名が見える某績が出てくるGも、このグループに入れるべきであろう。

一方それに対して、表題からわかるように、Aは兵役忌避ないしは逃亡に関わる内容をもっている。Bも内容からAと密接に関わっており、Aの辞をふまえて出されたものである【關尾2004A：左38】。名籍とされてきたH、Iも、Hに登載された令狐國がAに、またHの鬪媚興がIに見えているので、A、Bのグループに入れることができよう。また翟彊の名しか見えないCだが、これにもA、Bと同じく「逋」字が確認できるほか、翟彊が獄中にあったことを述べているので、この一群に含まれるものである。

残る2点、すなわちD、Jのうち、Dは王素によれば、E、Fなどと墨色や書法が類似しているということだが【王1998:150】、内容的には貸借関係に関わるもので、その相手もE、Fの某績ではなく、佛流なる人物（奴か）なので、別のグループに入れるべきものである。また断片であるJは辞であることがわかる程度で、残念ながら、内容からは分類不能である。

以上をまとめると、以下のようになる。

I群（葡萄園経営関連）：E、F、G

II群（兵役忌避関連）：A、B、C、H、I

III群（貸借関係関連）：D

(2) 厳密に言えば、【唐（主編）1992】がAの一部とした66TAM62:6/3（a）の小断片と、Cの一部とした66TAM62:6/3（b）の小断片がこれ以外にもあり【關尾2004A：31註（9）】、内容的にもそれぞれA、Cと関連するのだが、いずれも極小断片なので、ここでは対象から除外しておきたい。

分類不能：J

以下、このうち I 群から III 群の各群内の文書間の関連を可能な限り明確にし
ながら、文書の内容について検討していきたい。

5. 翟疆文書群の内容(1)

ここでは先ず、従来から注目されてきた I 群の文書からあらためて検討して
いきたい。

I 群に属するのは、E、F、G の 3 点だが、G は残欠がはなはだしく内容の
捕捉は望めないので、考慮の外におき、当面は E、F の 2 点について検討して
いこう。

先にも述べたように、王素によると、E、F は墨色と書法の 2 点において類
似しているとのことだが、同一の書者の手になるのか否かはにはわかには決めが
たい。たしかに「陶」、「外」、および「貧」などの文字を比較する限りでは、
書風に共通性が見て取れるが、概して E が細字であるのに対し、F ではこれ
よりも太目の筆運びである。ただ E、F ともに字の向きがやや不揃いであって、
この点から判断して、両文書とも辞の正文だった可能性は低いものと思われる。
とくに F は、第 6 行の 6 字が、第 5 行と第 7 行の行間に小字で挿入され
ており、下書きを筆写する際に書き落とした部分を後補したものと考えられ
る。また E でも、第 6、第 7 両行の行間に 4 字が、第 8、第 9 両行の行間に
1 字がそれぞれ小字で挿入されている。これもまた F の第 6 行と同じような
事情によるものと推測される。

さて E、F では論旨に若干前後があるが、葡萄園の経営に関連する内容で、
翟疆と某績が当事者であること、しかし風害と虫害のために葡萄の花が枯れて
しまったこと(枯花)、その結果、両者の間にトラブルが生じているらしいこ
と、そしてそのトラブルの解決を目的として当該の辞が提出されたと思われる
ことなど、共通点も少なからず指摘できる。したがって同じ表題のもとに(一)、
(二)とされた点も首肯⁽³⁾できる。両当事者のうち、整理小組が翟疆を辞の発信者と

(3) ただし、葡萄園を「共治」することを申請したわけではないから、厳密に言えば、
「翟疆辭爲共治葡萄園事」という表題は妥当ではないだろう。

したのは、本稿が翟疆文書群と命名したように、伴出文書のなかに翟疆に関連するものが他にもあったこと、Eの第5行に「□疆家理貧窮」と翟疆側の事情を説明している句があること⁽⁴⁾などに由来するのであろう。この点については、さしあたり異論を見出すことができないので、従っておきたい。⁽⁵⁾

それでは、翟疆が辞を提出したのは（あるいは提出しようと考えたのは）、具体的にいかなる理由によるのだろうか。E、Fの内容を解釈しながら、説明してみよう。辞の趣旨を箇条書きにすると、以下のようになる⁽⁶⁾。

- ① 翟疆は某績と6畝の葡萄園を「共分治」していた（F）。
- ② 翟疆は昨春は自分の責任分として薪・・・・と家畜の糞10車を負担した（F）。秋の負担もあったが、他の債務を優先したら、手元の蓄えが乏しくなってしまった（？）（E、F）。
- ③ ところが（今年は）風害や虫害で、葡萄の花のうち三分の一が枯れてしまった（E、F？）。
- ④ 翟疆は経済的に困窮しているにもかかわらず、その損害の賠償を負担しなければならなかった（？）（E）。
- ⑤ 某績が調停を官府に申請して、その判断を仰いだ（あるいは翟疆を訴えたか）、契約はあくまでも当事者間のものである（E）。

以上のような説明や意見を積み重ねて、翟疆が最終的にいかなる主張を行おうとしたのか、E、Fとも末尾近くに「分處」とあるものの明確ではない。⁽⁷⁾

(4) Eの「□疆家理貧窮」の句にFで対応するのは、第8行冒頭の「貧民」であろうが、確証はない。

(5) ほかに、Eの第9行に「疆共（「共」は後補）積有要」と翟疆を主語とする句があること、Fの第3行に「□績蒲陶六畝、与共分治」とある一文も、主語に翟疆を補わなければ解釈できないことなどの傍証を上げることができよう。

(6) 先に述べたように、E、Fの論旨には若干前後があり、完全に同じというわけではない。したがって両辞が同一の辞の控あるいは草稿なのか、まったく別の辞のそれなのかは判断がむづかしいところである。しかし別のそれと断定するだけの積極的な根拠もないので、以下ではE、F双方から読み取れることをまとめて掲げる。

(7) 胡如雷は、葡萄の「枯花」による減産の結果、某績と翟疆の間で分配をめぐるトラブルが生じたので、官府に対して「分處」を願いだしたという【胡1978:24（沙・孔（編）1984:38）】。その上で胡は、夏田契約は官府の正式認可を得ることにより、法的な効力を持つことになると言うが、このような一般化は少なくともここからはできないように思う。契約時点で、予期しなかったような事態が発生した場合に限り、官府の介入や調停を契約当事者も求めざるを得なかったということではないだろうか。

もそも「五胡」時代の辞とは、祝総斌によれば、裁判や訴訟に関わる上申書なのだが【祝1983:578-482】、翟彊がここで主張したかったのは、官府の介入の排除であったのか、あるいは某績の不法行為（契約違反も含めて）自体であったのか、残念ながら知りえない。先行研究に立ち戻ろう。

胡如雷は、このE、Fに「要従大例」(E)とか、「用俟結要」(F)とかある「要」字は契約の意であり、翟彊と某績の間には6畝の葡萄園をめぐる夏田契約が成立していたことを推定した【胡1978:23(沙・孔(編)1984:35)】。「五胡」時代にさかのぼる夏田契約文書は存在が知られていなかったが、E、Fの文言から、夏田契約自体はこの時代にも行われていたとする指摘は尊重されるべきである。胡如雷はまた、某績が葡萄園の保有者であるという前提で、彼が純然たる保有者であるケースと、保有者であると同時に夏田者である翟彊とともに労働に従事したケースという二つのケースを想定している。この指摘のうち前者の点については、以下のような「五胡」時代の夏田契約文書が近年香港で紹介されるに至った。これにより、「五胡」時代にも、夏田契約に際しては契約文書が作成されていたことが明らかになったのである。⁽⁸⁾

○「北涼建平五(441)年正月張鄯善奴夏葡萄園券」(2001年香港クリスティーズオークション出展、24.5×15cm〈写〉【Christie's2001:24,25】〈録〉【王2003:74-75】・【關尾2004B:75】)

(9)

建平五年正月十一日、道人佛敬以麩貳拾張、□

張鄯善奴葡萄一年。買即畢、葡萄并□

索即躡、畔相付。二主先相和可、不相逼強、

(8) 本文に掲げる以外にもう1点、「北涼建平四(440)年十二月道人佛敬夏田券」(2001年香港クリスティーズオークション出展、24.5×13cm〈写〉【Christie's2001:24,25】〈録〉【王2003:74】・【關尾2004B:75】〈解〉【關尾2005B(待刊)】)も夏田契約文書と考えられるものだが、張伝璽はこれを売買契約文書としているので【張2004:365】、ここでは取り上げない。

なおこれより早く、町田隆吉も、「五胡」時代における夏田契約の存在を想定しており、「前涼升平十四(370)年殘券」(65TAM39:21-2〈写・録〉【唐(主編)1992:2】)が夏田契約文書である可能性を指摘する【町田1982:60(註)35】。

(9) 王素とその成果をふまえた關尾の釈文は、張伝璽による批判【張2004】により、一部あらためた箇所がある。

乃為券書。券成之後、各不得悔。々者
倍罰麩肆拾張、入不悔者。民有私要、律
所不斷。官租酒仰敬。時人張奴子・
書券弘通共知言要。沽各半。

これも葡萄園の夏田契約に関するもので、期間は1年間となっており、公課負担である葡萄酒（官租酒）は葡萄園の保有者である敬すなわち道人佛敬の義務とされている。正確に言えば、魏氏高昌国時代から唐西州時代のトゥルファンの夏田契約では、「賃租百役」（魏氏高昌国）あるいは「租綵百役」（唐西州）と表現された公課負担は一律に田土の保有者の負担とされていたこと⁽¹⁰⁾から、道人佛敬こそが葡萄園の保有者であったと類推できるのである。本契約文書では、公課は「官租酒」すなわち田租だけしか記されておらず、後代の「百役」に相当する雑負担に関する規定がないが、「五胡」時代にかかる負担がなかったわけではないだろうし、またそれが田土の保有者の負担ではなかった（反対に夏田者の負担であった）というわけでもないだろう。このことは確認しておきたい⁽¹¹⁾。

またこの契約文書では対象となった葡萄園の面積規模が明記されていないが、ほぼ同時代の「北凉年次未詳（5世紀中頃）賃簿殘卷」（中国科学院図書館蔵・北京大学図書館蔵・趙星縁旧蔵〈写〉【賀1958:図版1, 2, 3, 4】・【北図・上古(編)1995:238, 239】・【王1996:75】〈録〉【關尾2005A(待刊)】）の記載によると、葡萄園の規模は、最小1畝（1例）から最大6畝半（1例）に達する⁽¹²⁾。したがって6畝規模の葡萄園はこのなかでは比較的大きな部類に属するこ

(10) 魏氏高昌国から唐西州時代にかけての夏田契約とその文書については、池田温の成果よっている【池田1973-92】。

(11) 夏田の対価も違約罰も「麩」での支払いが規定されているが、これが「五胡」時代の諸種契約に一般的なスタイルだったことは、出土文書から明らかである。

(12) 全事例は以下ようになる。

| | |
|------|-----|
| 1 畝 | 1 例 |
| 2 畝 | 2 例 |
| 2 畝半 | 2 例 |
| 3 畝半 | 1 例 |
| 5 畝 | 2 例 |
| 5 畝半 | 1 例 |
| 6 畝半 | 1 例 |

当該の賃簿は、高昌郡高昌県都郷孝敬里の民戸を含むデータだが、記載された土地自体は高昌県に限定されず、田地郡所在のものを少なからず含んでいる。

とになる。さてそれでは、6 畝の葡萄園の保有者ははたして某績だったのであろうか。胡如雷のごとく、某績を保有者（田主）、翟彊を夏田者（耕主）と決めつけてしまってよいものだろうか。E、Fに限らず、翟彊文書群全体からうかがえる翟彊像は貧困に喘いでいる下層の胥吏といったところというのが胡如雷の理解で、どうやらそれが彼を夏田者と判断した最大の根拠のようである。⁽¹³⁾ただ E、F については、「□彊家理貧窮」（E）にせよ、「□□乏、外有責負」（F）にせよ、あくまでも翟彊自身の発言なのであって、その客観性については検討の余地がある。E、F 以外の、Ⅱ群やⅢ群の文書の検討が求められる所以である。

（待統）

【附：翟彊文書群一覧】

A 「北涼年次未詳（5 世紀前期）翟彊辭爲征行逋亡事」（66TAM62:6/3（b）〈写・録〉【唐（主編）1992:48】）

_____ □翟彊_____

當

_____ □廿□征行、其□_____

□受魯得等五人□□

_____ □令、逋不往、還即白逋。□□

□往

_____ □竟、受令狐國□□□_____

_____ □引彊○云共彊知受□□

_____ □乞賜教、付曹召款并枉□

_____ □不受枉。謹辭。

B 「北涼年次未詳（5 世紀前期）翟彊辭爲受賕事」（66TAM62:6/5 〈写・録〉【同上：49】）

[前 缺]

_____ □□□_____

(13) 「□□乏」について、胡如雷は「理貧乏」と推補している【胡1978:23（沙・孔（編）1984:36）】。

_____ □□受兵魯得_____

□令狐國・王朴子等五人賂物、放住殘_____

疆

□□逋即上辞、蒙教付曹檢校。款量_____

□ 亡還

□○恤。疆白；子等九人、逋不從征、各□_____

款用□塞昧罪。 ○

□鞭二百。韓□一人款、勅疆省冀表逋○_____

白

□塞昧罪。疆即以諾書付曹、攝兵行□_____

[後 缺]

C 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟疆殘啓」（66TAM62:6/3（a）〈写・録〉

【同上：49】

[前 缺]

□為款見言云；疆共款□_____

不見申理。聞疆在獄、逋□_____

並

疆□利、橫見搏引、曹□_____

□□賜教付曹、明為_____

□□啓。

D 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟疆辭爲負麥被拙牛事」（66TAM62:6/2

〈写・録〉【同上：50】

[前 缺]

_____ □□□

□春從人□□□奴、々佛流□

□二斛、夏_____償麥三斛、

□夏麥□□□□惡、已償

麥一斛五斗、殘負麥一斛五斗、比

尔當方宜索償。疆是貧

□、外□□牛一頭載致。流拙牛

去、經四日。願賜教付曹、
流以牛見還。比尔當舉使
償流。謹辭以聞。

E 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟彊辭爲共治葡萄園事一」（66TAM62:6/
4, 6/8 〈写·録〉【同上：51, 54】、【王1998:150】）

[前 缺]

_____ _____

_____秋當与_____

殘少多、用了外責_____

今年風虫、蒲陶三分枯花。

彊家理貧窮、每調陪

与續辭索、訴詣曹久、續投了

作高

多与共各解。續身知剪

所牧無稷曹符下、累次下積

共

寔不來欲行被刺。彊續有要

大入界要從大例。惟有殘少

_____東垂麥際、為賊所

_____ 保察督

_____分處。謹辭。

F 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟彊辭爲共治葡萄園事二」（66TAM62:6/
1 〈写·録〉【唐（主編）1992:52】）

[前 缺]

_____ _____

乏、外有責負。_____

續蒲陶六畝、与共分治。_____

為埋。去春為出責棵_____

糞十車秋當_____

望殘少多用俵

結要。若賊要_____

貧民不□□年多□□
一枯花□□々有□□
為分處□□水火□□
教付曹。□□
辞。

G 「北涼年次未詳（5世紀前期）翟彊殘辭」（66TAM62:6/7, 6/10〈写・録〉【同上：53】）

□□翟彊辞。□□
□□續□詣□□
□□□□
□□□□
[後 缺]

H 「北涼年次未詳（5世紀前期）韓暖等名籍」（66TAM62:6/6(a)〈写・録〉【同上：53】）

[前 缺]
□□、韓暖、令狐國、趙□□
□□、闕媚興、張酉、嚴□□
[後 缺]

I 「北涼年次未詳（5世紀前期）闕媚興等名籍」（66TAM62:6/9〈写・録〉【同上：53】）

[前 缺]
□□人。
□□相明、張□□
□□嚴、闕媚興、□□
[後 缺]

J 「北涼年次未詳（5世紀前期）某人殘辭」（66TAM62:6/6(b)〈写・録〉【同上：54】、【王1998:150】）

[前 缺]
□□□□
□□不留辞達煩□
□緣由謹辞。

【参考文献一覧】

[日文・五十音順]

荒川正晴

- 2003 (編)『トゥルファン出土文書および関連伴出資料の調査』平成12～14年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))研究成果報告書、豊中：大阪大学大学院文学研究科。

池田 温

- 1973 「中国古代の租佃契」(上)、『東京大学東洋文化研究所紀要』第60冊：1-112。
1975 「中国古代の租佃契」(中)、『東京大学東洋文化研究所紀要』第65冊：1-112。
1992 「中国古代の租佃契」(下)、『東京大学東洋文化研究所紀要』第117冊：61-131。

西北出土文献を読む会(西北文献会)

- 2005 「トゥルファン出土漢語文書校訂稿(VI)－アスターナ1号墓出土文書(再続)－」、『東アジア－歴史と文化－』第14号(待刊)。

關尾史郎

- 2004A 「翟疆をめぐる断章－『吐魯番出土文書』割記(12)－」(上)、『資料学研究』第1号：左27-42。
2004B 「トゥルファン将来、「五胡」時代契約文書簡介」、『西北出土文献研究』創刊号：71-90。
2005A 「『北涼年次未詳(5世紀中頃)賃簿殘卷』の基礎的考察」(上)、『西北出土文献研究』第2号(待刊)。
2005B 「トゥルファン将来、「五胡」時代契約文書簡介補訂－張伝歴「關於香港新見吐魯番契券的一些問題」を読む－」、『西北出土文献研究』第2号(待刊)。

町田隆吉

- 1982 「吐魯番出土「北涼賃簿」をめぐる」、『東洋史論』第3号：38-67。

[中文・画数順]

王 素

- 1996 「吐魯番出土北涼賃簿補説」、『文物』1996年第7期：75-77。
1998 「『吐魯番出土文書』[壹]附録殘片考釈」、中国文物研究所(編)『出土文献研究』第3輯：145-169、北京：文物出版社。
2003 「略談香港新見吐魯番契券的意義－《高昌史稿・統治編》統論之一」、『文物』2003年第10期：73-76、96。

北京大学図書館・上海古籍出版社(北図・上古)

- 1995 (編)『北京大学図書館蔵敦煌文献』第2冊、上海：上海古籍出版社。

沙 知·孔祥星

1984 (編)『敦煌吐魯番文書研究』、蘭州：甘肅人民出版社。

胡如雷

1978 「幾件新疆出土文書中反映的十六國時期租佃契約關係」、『文物』1978年第6期：22-25。

祝總斌

1983 「高昌官府文書雜考」、北京大學中國中古史研究中心(編)『敦煌吐魯番文獻研究論集』第2輯：465-501、北京：北京大學出版社。

唐長孺

1992 (主編)『吐魯番出土文書』壹、北京：文物出版社。

張仝璽

2004 「關於香港新見吐魯番契券的一些問題」、袁行霈(主編)『國學研究』第13卷：361-367、北京：北京大學出版社。

賀昌群

1958 『漢唐間封建的國有土地制與均田制』、上海：上海人民出版社。

(2005年2月28日稿了)